様式第5号の5（裏面）

〔注意〕

1　①欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第42条の特例の認定を申請する地方公共団体の機関（以下「認定申請地方機関」という。）の名称を記載すること。

2　③欄には、①欄の認定申請地方機関以外の地方公共団体の機関であって、当該認定申請地方機関とともに法第42条の特例の認定を申請する機関（以下「その他申請機関」という。）の名称を記載すること。

なお、３つ以上の機関等について同時に特例認定の申請を行う場合は、Ｂ欄及びＤ欄のその他申請機関にかかる欄については、各機関ごとの内訳を記載すること（３つの機関と特例認定の申請を行う場合は、当該欄内に３行に分けて記載するなど）。

3　⑤欄には、認定申請地方機関とその他申請機関の職員（任命権者を含む。）の任免関係等を記載するとともに、括弧内にその根拠となる法令の条項を記載すること。

（記載例）

・　①欄に知事部局、③欄に都道府県教育委員会を記載した場合

知事→教育委員会の委員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条）

教育委員会→
- 教育長（同法第16条）
- 事務局職員（同法第19条第７項）
- 所管教育機関の職員等（同法第23条第３号、第34条）

・　①欄に知事部局、③欄に地方公営企業を記載した場合

知事→管理者（地方公営企業法第７条の２第１項）

管理者→職員（同法第９条第２号）

・　①欄に市長部局、③欄に一部事務組合を記載し、当該市長が当該一部事務組合の管理者を兼ねている場合

市長＝管理者（○○事務組合規約第○条第○項）

管理者→職員（同規約第○条第○項）

4　⑥(イ)欄、⑦(イ)欄、⑧(イ)欄、⑪(イ)欄並びに⑫(イ)、(ロ)、(ヘ)、(ト)及び(ル)欄には、短時間勤務職員が除かれるものであること。

5　⑥欄には、①欄の認定申請地方機関において任命された職員のほか、地方自治法第252条の17の規定に基づき当該認定申請地方機関から③欄のその他申請機関へ派遣されている職員、当該認定申請地方機関を退職し現在は当該その他申請機関の職員であるものの一定期間勤務後は当該認定地方機関の職員として再び任命される見込みである職員等事実上当該認定申請地方機関において任免を行っている職員を含んだ数を記載すること。

6　⑦欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第１に掲げる職員の数を記載すること。

7　⑧欄には、令別表第３に掲げる職員の数を記載すること。

8　⑨欄は、除外職員を除く職員の数（⑪(ニ)合計欄）に占める旧除外職員の総数（⑧(ハ)欄）の割合を記載すること。

9　⑩欄は、令別表第４に従い、基準割合（⑨欄）に応じた除外率の数字を記載すること。基準割合が25%未満であるときは０とすること。

10　⑪(ニ)欄には、⑪(ハ)欄の数から令別表第１に掲げる職員の数を控除した数を記載すること。

11　⑪(ホ)合計欄には⑩欄の数字を記載すること。

12　⑪(ヘ)欄には、⑪(ニ)欄の数に⑪(ホ)欄の除外率を乗じて得た数（その数に１人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を⑪(ニ)欄の数から控除した数を記載すること。

13　⑥(ハ)欄、⑦(ハ)欄、⑧(ハ)欄、⑪(ハ)、(ニ)及び(ヘ)欄、⑫(ホ)、(ヌ)及び(ワ)欄並びに⑬欄には、小数点以下第１位まで記載すること。

14　⑭欄には、小数点以下第３位を四捨五入した数を記載すること。

15　⑮欄には、⑪(ヘ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に１人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑬欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第１位まで記載すること。）。ただし、その数が０を下回る場合は、０を記載すること。

16　⑮欄の合計欄の数が０より大きい場合には障害者採用促進計画を添付すること。

17　所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載し、提出すること。